

「本庄市市民協働のまちづくり条例(案)」に対する意見と市議会の考え方

「本庄市市民協働のまちづくり条例(案)」に対するパブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をいただきありがとうございました。提出された意見と市議会の考え方を以下のとおり公表いたします。

1. 意見等の募集期間：令和3年3月19日（金）～令和3年4月19日（月）
2. 意見等の受付人数：1人 4件（提出方法の内訳：電子メール1人）
3. 提出された意見等および市議会の考え方

	提出された意見	提出された意見に対する市議会の考え方
①	<p>P. 1 前文</p> <p>水と緑の豊かな自然環境に恵まれてとあるがここまでは良い。歴史と文化が薫るとあるが何処の町にでも歴史がある。文化が薫るとあるが何処が薫のですか。</p> <p>「中山道最大に宿場町として栄え」とあるが「町」の概念は明治中期以降である。それまでは「宿場」と言う表現が正しい。「宿場町」ではなく「宿場として栄え」が適正である。</p> <p>塙保己一を上げているが町のすがたの形成とは結び付かない。総検校と言っても「一般市民にはなじみがない」余り意味がない。「世のため 後のため」は後付け評価であり彼が最初から目指していたとは思えない。またこの言葉が「まちづくり」に関係するとは思えない。</p>	<p>本庄市総合振興計画では、本市の将来像を「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」と定め、その実現に向けた政策大綱では教育文化分野において「未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち」としています。</p> <p>まちづくりの共通の考え方となるこの基本構想のもと、本市の歴史や伝統、自然を守り、本市出身の偉人に多くを学び、交通の利便性を活かして本市の未来につなげるまちづくりを市民みんなで行なっていこうとする目標を前文にうたったものです。</p>

②	<p>P. 1 (定義) 第2条 第2条に「協働」の定義があるが前言で先ず明確にした方がよい。</p>	<p>第2条では、用語の意義を明確にするため、定義規定を定めました。</p> <p>前文においては「人口減少時代に向かっている今、誰一人取り残されることのない「笑顔で暮らせる持続可能なまち本庄市」を創り上げるために、市民、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者及び市が協働してまちづくりに関わることを求められます」として、協働の意義と必要性を述べています。</p>
③	<p>P. 1 (基本原則) 第3条 基本原則では少し強すぎる表現であり、こんなことが出来るのかと疑問になる。例えば「取り組む課題の目的を明確にし、共有すること」・・・こんなことが出来るのか？高齢者地域社会でできるのか？ 努力目標にした方が協力し易い。命令調は良くない。</p>	<p>基本原則は、目的を達成するための柱となる事項を明確に示したものです。</p> <p>第3条本文では「協働のまちづくりを推進するものとする」として努力規定にしています。なお、条例の形式上、各号列記は「～すること」など体言止めの表記を通常用います。</p> <p>この条例では、市民をはじめとする各主体の役割は、基本原則に基づいて協働のまちづくりに努めるとしています。</p>
④	<p>P. 1 (基本原則) 第3条 (4) 個人情報保護に配慮して必要な情報を共有すること・・・こんなことが継続的に出来ますか。出来る筈が無い。「個人情報」が独り歩きする。</p>	<p>協働のまちづくりにあたっては様々な情報を共有しなければ、物事がうまく運びません。</p> <p>個人情報については、法律や条例に則りその保護に配慮して、適切に取り扱っていくものと考えます。</p> <p>協働のまちづくりを継続して推進していくために、この度条例として定めることといたしましたので、ご理解をいただきたいと存じます。</p>